

## 特定悪臭物質の項目別基準値

### (1) 1号基準（敷地境界線上における基準）

特定悪臭物質	1号基準 (ppm)			においの種類	2号	3号
	A地域	B1地域	B2地域			
アンモニア	1	2		し尿のようなにおい	●	
メチルメルカプタン	0.002		0.004	腐った玉ねぎのようなにおい		●
硫化水素	0.02		0.06	腐った卵のようなにおい	●	●
硫化メチル	0.01		0.05	腐ったキャベツのようなにおい		●
二硫化メチル	0.009		0.03			●
トリメチルアミン	0.005	0.02		腐った魚のようなにおい	●	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		刺激的な青ぐさいにおい		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	●	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03			●	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07			●	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	●	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006			●	
イソブタノール	0.9	4		刺激的な発酵したにおい	●	
酢酸エチル	3	7		刺激的なシンナーのようなにおい	●	
メチルイソブチルケトン	1	3			●	
トルエン	10	30		ガソリンのようなにおい	●	
スチレン	0.4	0.8		都市ガスのようなにおい		
キシレン	1	2		ガソリンのようなにおい	●	
プロピオン酸	0.03	0.07		刺激的な酸っぱいにおい		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		汗くさいにおい		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		むれた靴下のようなにおい		
イソ吉草酸	0.001	0.004				

### (2) 2号基準（気体排出口における基準）

(1)の表の「2号」の欄に●印を付した13項目

【基準値】 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条の規定に基づき、1号基準を基礎として計算式により算出した値。

### (3) 3号基準（排水における基準）

上の表の「3号」の欄に●印を付した4項目

【基準値】 悪臭防止法施行規則第4条の規定に基づき、1号基準を基礎として計算式により算出した値。ただし、メチルメルカプタンについて計算結果が0.002 mg/Lを下回る場合、当分の間は0.002 mg/Lとする。